

技術指針解説書の主な改定箇所について

第1章 総論 (PDF ページ：5～54)

ページ	改定案	ポイント・補足
22	<u>電動車</u>の普及促進 <u>電動車</u>の導入や基盤整備に協力する等、<u>電動車</u>の普及促進に努める。 <u>再生可能</u>エネルギー及び未利用エネルギーの活用 太陽光等の<u>再生可能</u>エネルギーや廃温水等の未利用エネルギーの活用に留意した施設の整備や維持管理に努める。	技術指針と同様の修正
49	● 火力発電所を対象としたリプレイス事業における環境影響評価の項目別の合理化条件及び合理化手法は、<u>環境省が策定したガイドラインを参考とする。なお、</u>火力発電所以外のリプレイス事業においても上記ガイドラインを参考とし、適切に環境影響評価手法を設定する。	環境省が令和2年に『風力発電所のリプレイスに係る環境影響評価の合理化に関するガイドライン』を策定しているため、表記を修正する。

第2章 各論

第1 大気質（PDF ページ：55～71）

ページ	改定案	ポイント・補足
56	「大気汚染防止法及び同施行令に規定されている物質」に『 <u>水銀等</u> 』を追加	大気汚染防止法の改正により、水銀等が規制対象となった。
59	大気汚染物質の選定に際しての考え方 特定粉じん <u>・既存の建築物等を解体・撤去する場合に選定する。</u>	特定粉じん（アスベスト）と一般粉じんの考え方に違いがあるため修正。
59	微小粒子状物質 <u>・発生源は工場・事業場からのばいじん、自動車からのディーゼル排ガス微粒子などの一次粒子と、燃焼等に伴い排出された硫黄酸化物や窒素酸化物、炭化水素などのガス状物質が大気中で光化学反応により粒子化した二次粒子などがあるので、工場や自動車等で発生が想定される場合に選定する。</u>	微小粒子状物質（PM _{2.5} ）は実態の解明が当時より進んでいることから表現を修正する。
64	予測方法の数値式の詳細や適用条件等については・・・「環境アセスメントの技術」（1999年、社団法人環境情報科学センター編）、 <u>「環境アセスメント技術ガイド 大気環境・水環境・土壌環境・環境負荷」（2017年、一般社団法人日本環境アセスメント協会編）</u> 等を参照する。	
68	（2）工事の施工中の影響を軽減するための措置 イ <u>低公害・低燃費車</u> や建設機器等の導入 （3）施設の使用時の影響を軽減するための措置 ウ <u>低公害・低燃費車</u> の導入	

ページ	改定案	ポイント・補足										
70	(3) 名古屋市の<u>自動車環境対策</u>の体系（大気質に関するものに限る） <table><tr><th>対 策</th><th>概 要</th></tr><tr><td>発生源対策</td><td> ・ 単体規制<u>の強化</u> ・ 最新規制適合車等への代替促進 ・ <u>低公害・低燃費車</u>の普及 ・ <u>エコドライブの推進</u> ・ <u>排出ガス対策型建設機械の使用</u> </td></tr><tr><td>交通量対策</td><td> ・ 公共交通機関等への転換 ・ 物資輸送の合理化 </td></tr><tr><td>交通流対策</td><td> ・ 広域ネットワークの形成 ・ <u>自動車交通集中地域等の対策の推進</u> ・ 駐車対策 </td></tr><tr><td>道路施策対策</td><td> ・ <u>低騒音舗装の敷設及び補修</u> ・ <u>遮音壁等の設置</u> </td></tr></table>	対 策	概 要	発生源対策	・ 単体規制<u>の強化</u> ・ 最新規制適合車等への代替促進 ・ <u>低公害・低燃費車</u>の普及 ・ <u>エコドライブの推進</u> ・ <u>排出ガス対策型建設機械の使用</u>	交通量対策	・ 公共交通機関等への転換 ・ 物資輸送の合理化	交通流対策	・ 広域ネットワークの形成 ・ <u>自動車交通集中地域等の対策の推進</u> ・ 駐車対策	道路施策対策	・ <u>低騒音舗装の敷設及び補修</u> ・ <u>遮音壁等の設置</u>	「第3次なごや自動車環境対策アクションプラン」から抜粋。 『第4 騒音』（107 ページ）も同様。
対 策	概 要											
発生源対策	・ 単体規制<u>の強化</u> ・ 最新規制適合車等への代替促進 ・ <u>低公害・低燃費車</u>の普及 ・ <u>エコドライブの推進</u> ・ <u>排出ガス対策型建設機械の使用</u>											
交通量対策	・ 公共交通機関等への転換 ・ 物資輸送の合理化											
交通流対策	・ 広域ネットワークの形成 ・ <u>自動車交通集中地域等の対策の推進</u> ・ 駐車対策											
道路施策対策	・ <u>低騒音舗装の敷設及び補修</u> ・ <u>遮音壁等の設置</u>											

第4 騒音（PDF ページ：97～109）

ページ	改定案	ポイント・補足
97	航空機騒音の評価指標： L_{den}	WECPNL の評価指標を削除する。
103	【道路交通騒音】 ・ 日本音響学会式（ASJ RTN Model <u>2023</u>）を基本とする。	
104	【航空機騒音】 ・ 「航空機騒音に係る環境基準について」（環境省）に記載している予測手法を基本とする。	WECPNL の場合の考え方を削除する。

第7 水質・底質（PDF ページ：130～146）

ページ	改定案	ポイント・補足						
131	「生活環境の <u>保全</u> に関する項目等」に、『 <u>全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）</u> 』を追加。 海域には、『 <u>底層溶存酸素量</u> 』を追加。 『大腸菌群数』を、『 <u>大腸菌数</u> 』に修正。	これまでの環境基準の項目の見直しを反映した。						
131	<table><tr><td>その他の物質</td><td></td></tr><tr><td><u>要監視項目（人の健康の保護に係る項目）</u></td><td>クロロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、・・・全マンガン、ウラン、<u>ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）、ペルフルオロオクタン酸（PFOA）</u></td></tr><tr><td><u>要監視項目（水生生物の保全に係る項目）</u></td><td><u>クロロホルム、フェノール、ホルムアルデヒド、4-t-オクチルフェノール、アニリン、2,4-ジクロロフェノール</u></td></tr></table>	その他の物質		<u>要監視項目（人の健康の保護に係る項目）</u>	クロロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、・・・全マンガン、ウラン、 <u>ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）、ペルフルオロオクタン酸（PFOA）</u>	<u>要監視項目（水生生物の保全に係る項目）</u>	<u>クロロホルム、フェノール、ホルムアルデヒド、4-t-オクチルフェノール、アニリン、2,4-ジクロロフェノール</u>	令和２年に『人の健康の保護に係る項目』にPFOS、PFOAを追加した。
その他の物質								
<u>要監視項目（人の健康の保護に係る項目）</u>	クロロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、・・・全マンガン、ウラン、 <u>ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）、ペルフルオロオクタン酸（PFOA）</u>							
<u>要監視項目（水生生物の保全に係る項目）</u>	<u>クロロホルム、フェノール、ホルムアルデヒド、4-t-オクチルフェノール、アニリン、2,4-ジクロロフェノール</u>							
132	調査事項（水質・底質の状況）の主な内容 ・水質・底質の一般的な状況（経年変化、環境基準・ <u>環境目標値</u> の達成状況等） 関係法令の指定・規制等 ・水質汚濁に係る環境基準・ <u>水質環境目標値</u>							
134	底質については、COD、硫化物、強熱減量等の有機汚濁の指標や含水率、粒度組成等の物理的性状を表す項目、人の健康の保護に関する項目 <u>及びダイオキシン類</u> の中から必要な項目を選定する。							

第9 土壌 (PDF ページ : 159~169)

ページ	改定案	ポイント・補足
159	環境基準が設定されている物質 『 <u>クロロエチレン</u> 』『 <u>1,4-ジオキサン</u> 』を追加。	環境基準の項目の見直しを反映した。

第10 地盤 (PDF ページ : 170~179)

ページ	改定案	ポイント・補足
171	関係法令の指定・規制等 ・市環境保全条例に基づく規制	本市の揚水規制は、県条例の規制はかからないため、県条例を削除する。
175	予測方法 以下の一文を追記 <u>なお、事業計画に基づく推計や類似事例からの推計については、事業や周辺環境の特性により、通常懸念される影響に比べてその度合いが低いと想定される場合に採用することができる。</u>	定量的な予測が困難な場合のほか、影響の度合いが低い場合に、これらの推計による予測手法が採用できることの説明を追記する。
177	環境保全措置 イ 復水（リチャージ）工法の採用 <u>（土壌汚染や地下水汚染に留意して検討する）</u>	リチャージ工法の注意喚起を追記する。

第11 地形・地質 (PDF ページ : 180~186)

ページ	改定案	ポイント・補足
186	<u>・宅地造成及び特定盛土等規制法</u>	宅地造成等規制法が抜本的に改正され、令和5年に施行された。同法において、本市全域が「宅地造成等工事規制区域」とされ、一定の規模以上の盛土等を行う場合は、市長の許可が必要となる。

第15 安全性 (PDF ページ : 207~214)

ページ	改定案	ポイント・補足
208	地域概況の調査方法 ・ <u>ガス導管埋設状況</u> (東邦ガス株式会社) ・ <u>埋設物調査・送電線下作業受付システム</u> (中部電力 <u>パワーグリッド</u> 株式会社) ・ <u>地下埋設物調査</u> (<u>西</u>日本電信電話株式会社) ・ ハザードマップ (名古屋市 <u>防災危機管理</u>局) ・ 名古屋市内の交通事故 (名古屋市 <u>スポーツ市民</u>局)	資料名、事業者名称、本市組織名称の見直し

第16 廃棄物 (PDF ページ : 215~221)

ページ	改定案	ポイント・補足
221	・ <u>プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 (令和3年法律第60号)</u> ・ 建築物の解体等に係る <u>石綿ばく露防止及び石綿飛散防止対策徹底マニュアル (令和3年、環境省)</u> ・ 石綿含有廃棄物等処理マニュアル (<u>令和3年</u>、環境省) ・ 名古屋市第 <u>6</u> 次一般廃棄物処理基本計画 (<u>令和6年</u>、名古屋市) ・ <u>事業系ごみ処理の手引き (廃棄物管理責任者の手引き)</u> (<u>令和4年</u>、名古屋市)	環境保全上の施策、基準・目標の見直し

第17 植物 (PDF ページ : 222~231)

ページ	改定案	ポイント・補足
224	・ <u>環境省レッドリスト 2020 (環境省)</u> ・ <u>河川水辺の国勢調査のための生物リスト (国土交通省)</u> ・ <u>レッドデータブックあいち 2020 (愛知県)</u> ・ <u>グリーンデータブックあいち (愛知県)</u> ・ <u>名古屋市版レッドリスト 2020 (名古屋市)</u> ・ <u>生物多様性重要エリアマップ (令和 6 年、名古屋市)</u> ・ <u>愛知県の移入動植物－ブルーデータブックあいち 2021 (愛知県)</u> ・ <u>特定外来生物対策ハンドブック (令和 5 年、愛知県)</u>	調査方法 資料名の見直し
224	※「<u>生物多様性重要エリアマップ</u>」は、開発における事業者の自主的な配慮を促すため、市内の生物多様性の保全上重要なエリアを可視化したマップである。	「生物多様性重要エリアマップ (令和 6 年、名古屋市)」の脚注の追記
231	・ <u>生物多様性なごや戦略実行計画 2030</u>	令和 5 年度に策定

第18 動物 (PDF ページ : 232~241)

ページ	改定案	ポイント・補足
234	・ <u>環境省レッドリスト 2020 (環境省)</u> ・ <u>レッドデータブックあいち 2020 (愛知県)</u> ・ <u>名古屋市版レッドリスト 2020 (名古屋市)</u> ・ <u>生物多様性重要エリアマップ (令和 6 年、名古屋市)</u> ・ <u>愛知県の移入動植物－ブルーデータブックあいち 2021 (愛知県)</u> ・ <u>特定外来生物対策ハンドブック (令和 5 年、愛知県)</u>	調査方法 資料名の見直し

第19 生態系 (PDF ページ : 242~250)

ページ	改定案	ポイント・補足
243	<u>2022年にカナダ・モントリオールで開催された「生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)」では、愛知目標に代わる新たな世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、社会・経済活動に関連する目標が充実・強化されている。</u>	生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)が開催され、愛知目標に代わる新たな目標があることを説明する。

第20 緑地 (PDF ページ : 251~257)

ページ	改定案	ポイント・補足
252	なごや緑の基本計画 2020 → <u>名古屋市みどりの基本計画 2030</u>	
255	環境保全措置 生物多様性に配慮した緑化について追記 <u>さらに、生物多様性への配慮の観点から、生きもののすみか・エサ場・休息場所などに配慮した緑化について「なごやのまちなか生物多様性緑化ガイドライン」(令和5年、名古屋市)を参考に検討することが望ましい。</u>	生物多様性緑化について、市の方針を示すガイドラインを作成していることを追記する。

第21 水循環 (PDF ページ : 258~266)

ページ	改定案	ポイント・補足
266	・ <u>水循環基本法</u> ・ <u>水循環基本計画</u> ・ <u>第4次名古屋市環境基本計画</u> ・ <u>水の環境復活なごや戦略実行計画 2030</u>	水循環関係の計画の追記

第22 景観 (PDF ページ : 267~277)

ページ	改定案	ポイント・補足
268	・名古屋市都心部将来構想（名古屋市） ・景観重要建造物等（名古屋市） ・都市景観重要建築物等（名古屋市） ・<u>認定</u>地域建造物資産（名古屋市） ・<u>登録</u>地域建造物資産（名古屋市） ・<u>名古屋市都市景観賞（名古屋市）</u> ・名古屋まちなみデザインセレクション（名古屋市）	名古屋市都市景観条例の条文の順番に合うよう並べ替えた。
276	・名古屋市景観計画に基づく大規模建築物等、都市景観形成地区、<u>名古屋城眺望景観保全エリアの景観形成基準</u>等	平成31年施行の「名古屋城眺望景観保全エリア」を追加した。

第23 人と自然との触れ合いの活動の場 (PDF ページ : 278~284)

ページ	改定案	ポイント・補足
284	・<u>第4次</u>名古屋市環境基本計画 ・<u>名古屋市みどりの基本計画 2030</u> ・<u>生物多様なごや戦略実行計画 2030</u>	自然との触れ合い関係の方針が記載されていることから追加した。

第25 温室効果ガス等 (PDF ページ : 291~297)

ページ	改定案	ポイント・補足
291	環境影響評価の考え方 <u>世界では、2050 年に温室効果ガス排出の実質ゼロ (カーボンニュートラル) を目指す機運が高まっており、日本では 2020 年 10 月の首相所信表明演説において「2050 年カーボンニュートラル宣言」が行われている。また、地球温暖化対策計画が改定され、日本全体の温室効果ガス排出量を、2030 年までに 2013 年度比で 46%削減する目標が掲げられた。</u> 以上のように、温室効果ガス等による地球環境問題は人類の生存基盤に直接影響を与える問題であり、本市においても「低炭素都市 2050 なごや戦略」及び「<u>名古屋市地球温暖化対策実行計画 2030</u>」を策定し、温室効果ガスの排出量の抑制に積極的に取り組んで行く必要があることから、事業計画の内容に関わらず、全ての事業で環境影響評価の項目として選定することを<u>原則とする。</u>	技術指針策定時 (平成 24 年) には無かった「カーボンニュートラル」の考え方を示した。 環境影響評価におけるカーボンニュートラルへの対応方針として、すべての対象事業で温室効果ガス等を環境要素の項目として選定することとする。
291 292	温室効果ガスの概要 二酸化炭素：大気中に約 <u>0.04%</u> 存在し、代表的な温室効果ガスである。 一酸化二窒素：1 分子あたりの温室効果能は二酸化炭素の<u>約 300</u> 倍である。 <u>三ふっ化窒素：半導体、液晶製造により排出されている。</u>	

ページ	改定案	ポイント・補足
292	オゾン層破壊物質の生産・輸出入の規制が順次進められており、HCFC を除き、日本では 2004 年末をもって生産等が全廃されている <u>（HCFC については、2019 年 1 月から生産は全廃されたが、機器の使用や市中にストックされている HCFC の使用は禁止されていない）。</u>	HCFC も生産を全廃する方針になったことから、説明を追記する。
293	調査方法は、「 <u>地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル</u> 」（環境省）など最新かつ適切な方法に準拠し、関連する既存文献、その他の資料の調査、現地調査等により情報を収集、整理し解析することにより行う。 原単位に係る資料としては、このマニュアルをはじめ、 <u>「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省・経済産業省）</u> 、などがあるが、事業の内容を踏まえ、最新かつ適切な原単位を採用すること。	改定される頻度が多いマニュアル等は、策定年度を示さないこととする。
294	複数の種類の温室効果ガスをまとめて予測する場合は、「温室効果ガスの排出量×地球温暖化係数」により二酸化炭素量に換算して排出量を求める。 <u>地球温暖化係数は、環境省ウェブサイトの「算定方法・排出係数一覧」を参照する。</u>	
295	また、オゾン層破壊物質の排出量の算定に当たっての参考資料としては <u>「PRTR 排出量等算出マニュアル」（環境省・経済産業省）</u> 、 <u>「PRTR 届出外排出量の推計方法」（環境省・経済産業省）</u> などがある。	

ページ	改定案	ポイント・補足
296	(3) 供用後の影響を軽減するための措置 ア <u>再生可能エネルギー</u> や未利用エネルギーの導入 イ 燃焼効率の向上や省エネルギー型製品の導入 ウ <u>電動車</u> の導入等自動車の運行に係る排出の抑制	「自然エネルギー」を「再生可能エネルギー」に修正する。
297	・低炭素都市 2050 なごや戦略、 <u>名古屋市地球温暖化対策実行計画 2030</u> ・ <u>フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律</u> （平成 13 年法律第 64 号） ・特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号） ・ <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）</u> ・ <u>エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）</u>	温室効果ガス等の削減の方針が示されている法律を整理・追加する。 →建築物省エネ法 →改正省エネ法

第 26 ヒートアイランド現象（PDF ページ：298～）

ページ	改定案	ポイント・補足
303	(1) 事業計画上配慮した施設の配置、規模、構造 ア <u>再生可能エネルギー利用設備</u> の導入、コジェネレーション等の余熱の有効利用など人工排熱の増加対策の施設計画への導入 オ <u>透水性舗装・雨水浸透桧</u> 等の導入 (2) 供用後の影響を軽減するための措置 ア <u>再生可能エネルギー利用設備</u> の導入や余熱の有効利用 ウ <u>電動車</u> の導入等自動車の運行に係る排出の抑制	「自然エネルギー」は「再生可能エネルギー」に修正する。 より環境性能の高い「電動車」に修正する。